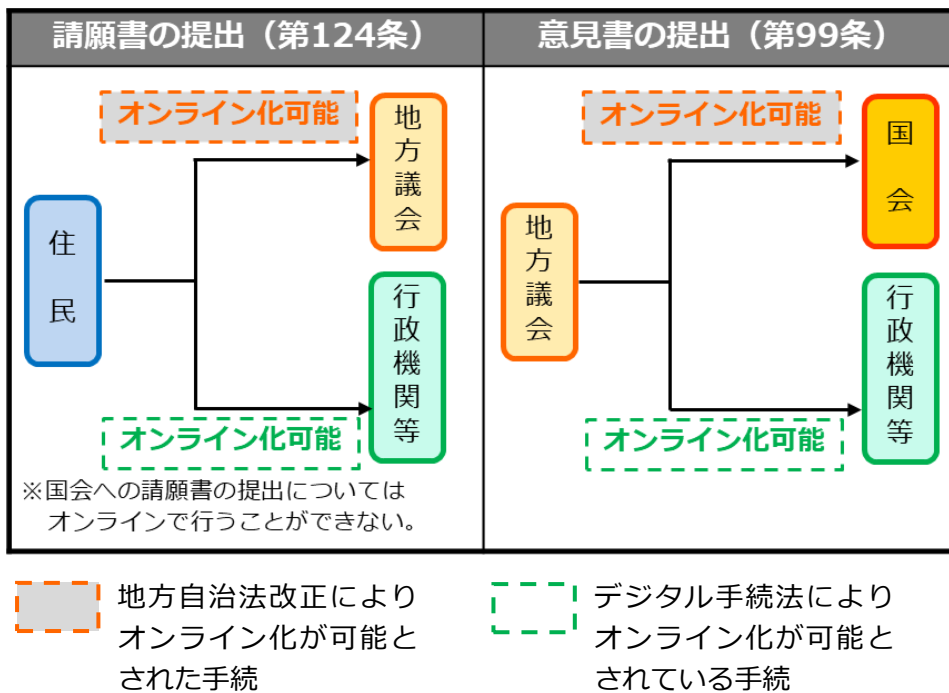


議会に関連する手順のオンライン化に対応した標準会議規則の改正等について

1 背景等

- 第33次地方制度調査会答申（地方議会に関する答申）（令和4年12月28日）
 - ・「住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法（デジタル手続法）の適用対象外とされている。」
 - ・「多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべき」
- 答申を踏まえて、地方自治法（以下「法」という。）が改正され、議会に係る手続のオンライン化が可能とされた（令和6年4月1日施行）。

法改正によりオンライン化が可能となる主な手続



- 議会に係る手続のオンライン化を実現するためには、各議会において会議規則の改正等が必要となるため、議会運営等問題協議会（各ブロック1名の事務局長で構成）において、次のとおり、標準会議規則の改正案等を取りまとめた。
 - ① 標準都道府県議会会議規則改正案
 - ② 標準都道府県議会委員会条例改正案
 - ③ 標準都道府県議会傍聴規則改正案
 - ④ 都道府県議会デジタル手続条例（例）案

2 改正の概要

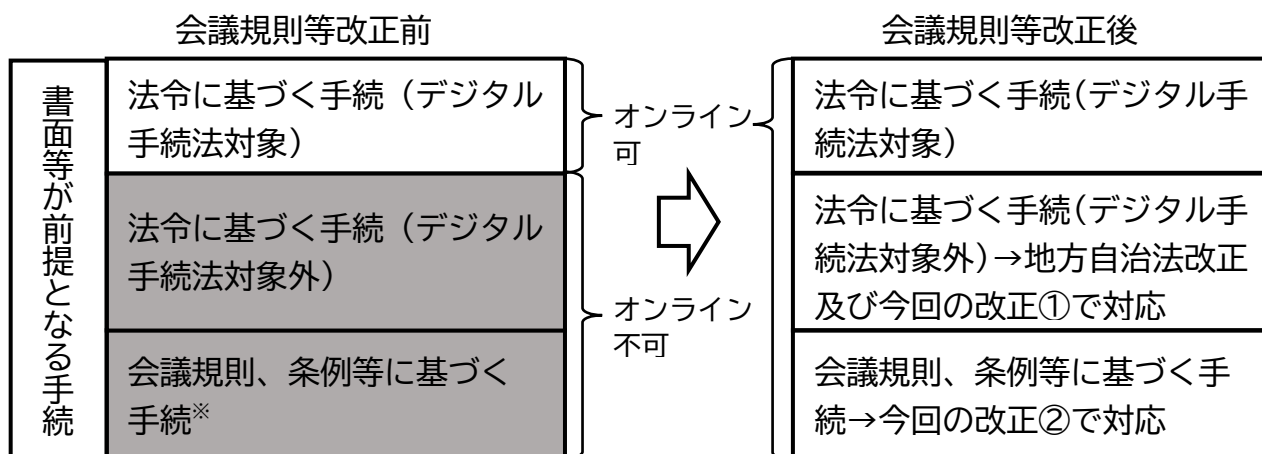
○ 議会に係る手続について一括してオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則等について、次のとおり改正を行うこととした。

① 法改正によりオンライン化可能となった手続（請願、意見書等）

→標準会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。

② 会議規則等や条例等の規定により、書面等を前提とする手続（委員会報告書等）

→会議規則等・デジタル手続条例等の改正等により、オンライン化を可能とする。



※ デジタル手続条例の対象となるものはオンライン可

③ 其他所要の改正（現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直し等）

3 改正によりオンライン化が可能となる主な手続

手続	地方自治法	会議規則
国会に対する意見書の提出	第 99 条	
政務活動費に係る収支報告書の提出	第 100 条第 15 項	
出席催告		第 13 条
議員による議案の提出	第 109 条第 7 項	第 14 条第 1 項
委員会による議案の提出	第 112 条第 3 項	第 14 条第 2 項
議事日程の配布		第 20 条本文
選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	法第 118 条第 6 項	第 31 条第 4 項
委員会報告書の提出		第 39 条
発言通告書の提出		第 50 条第 1 項
一般質問の要旨の通告		第 60 条第 2 項
少数意見報告書の提出		第 75 条第 2 項
委員会報告書の提出		第 76 条
請願書の提出	第 124 条	第 88 条第 3 項
請願文書表の配布		第 89 条第 1 項
議員の資格決定に係る決定書の交付	第 127 条第 3 項	第 107 条
懲罰動議の提出		第 116 条第 1 項
欠席議員に対する招状の発出	第 137 条	